

UR賃貸住宅の修繕負担区分の見直しについて

テーマ別のご紹介

UR賃貸住宅においてお客様の居住中に修繕が必要になった場合に、その修繕を誰が負担するのか(修繕負担区分)については契約時にお渡しした「修理細目通知書」によって定められています。平成31年1月31日から、従来お客様のご負担としていた項目を大幅に削減し、11項目(下表)とする見直しを行いました。

●引き続きお客様の負担として残る11項目(負担区分見直し後)

①障子紙の張替え	⑥蛇口のパッキン・コマの取替え(シングルレバー混合水栓のパッキン類を除く)
②ふすま紙の張替え	⑦風呂場等のゴム栓・鎖(洗面器、掃除用流し等を含む)の取替え
③畳表の取替え又は裏返し	⑧台所流し等排水口のゴム蓋・目皿・ごみ受け(浴室の目皿を含む)の取替え
④畳縁の取替え	⑨グリル皿及び焼網の取替え
⑤備品(タオル掛け、ペーパーホルダー、帽子掛け、カーテンランナー)の取替え	⑩電球・蛍光灯(LED電球、点灯管等を含む)の取替え
⑪その他軽微な修繕(電池、網戸の網、各種エアフィルター、スイッチひも等の取替え)	

居室・設備等ごとに具体的な修繕負担区分を図示した「修理細目のしおり」を住まいセンターや管理サービス事務所等に配備しております(機構ホームページにも掲載しております)。本号では、そのうち浴室(前編)に係る負担区分をご紹介します。

QRコード
はこちら→



(第6回) 浴室編(前編)

① 手すり (UR設置)

- ・手すりの脱落・ぐらつき **UR**

② 浴槽のゴム栓・鎖

- ・ゴム栓の交換、鎖の破損 **お客様**

③ 浴室水栓

- ・ハンドル式水栓のコマ、パッキンの取替 **お客様**
- ・レバー式水栓の開閉動作の不具合や止水不良 **UR**

④ シャワーセット

- ・ホース接続部のパッキンの取替え **お客様**
- ・ヘッド・ホースの破損・漏水 **UR**

⑤ 照明器具 (UR設置)

- ・電球等の球切れ **お客様**
- ・腐食、カバー破損、作動不良 **UR**

⑥ 排水金具・排水口

- ・排水トラップのわん、中筒の腐食等による損耗 **UR**
- ・排水口の目皿の取替え **お客様**

⑦ 壁・天井

- ・モルタル等の脱落補修 **UR**
- ・タイルのうき、剥がれ **UR**

⑧ 床

- ・大きなヒビ割れ・破損 **UR**
- ・タイルの剥がれ **UR**

⑨ 風呂リモコン(コントロールボックス)

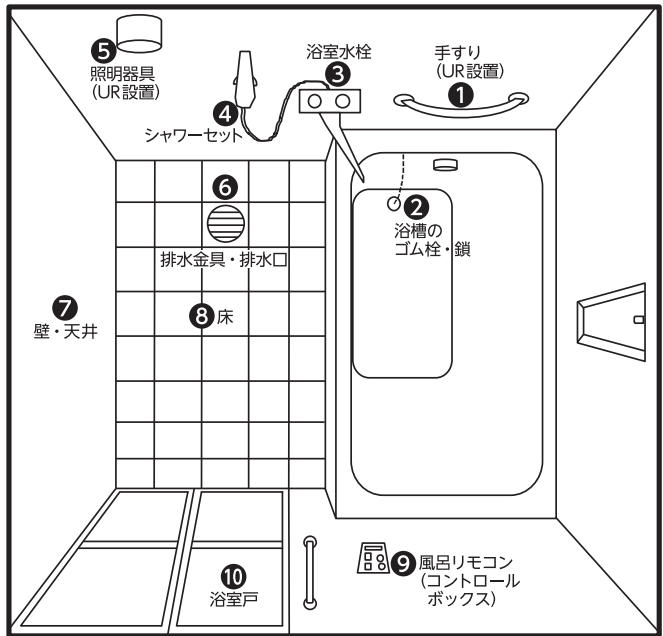
- ・操作部の故障 **UR**
- ・作動不良、表示エラー **UR**

⑩ 浴室戸

- ・本体・かまちの腐食補修 **UR**
- ・ノブなどの付属金物破損 **UR**

⑪ その他建具

- ・換気扉の破損 **UR**
- ・窓・ガラスの破損 **UR**



※UR都市機構に費用負担区分がある項目についても、お客様の故意・過失によるもの、住宅の使用に耐えるもの、お客様が設置した設備機器等の損耗等については修繕等の実施ができかねますのであらかじめご了承ください(例:結露によるカビ、経年変化による浴室床、設備機器等の変色)。また、日常的な手入れ(簡単な手入れ、ビス・ネジ締め、油差し、清掃等)はお客様負担になります。

※平成31年1月31日より前に契約手続をされた方の損耗の著しい「畳床」、「ふすま骨組み(縁・骨)」、「クロス」に関する修繕については、継続居住期間が50年を超える方から順次個別にご案内し、ご案内を受けられた方からのお申出内容に応じて対応しております。なお、修繕等の実施に際し、家具・家財の移動に費用が発生する場合がありますが、当該費用についてはお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

申込受付中! 毎年お子様が誕生日を迎えるたびにPontaポイントがもらえる!

「URでPonta」 キッズアニバーサリーサービス

お申し込み・詳細はこちら

<https://ponta-ur.jp/kids/>



各戸初回

1,300

Pontaポイントプレゼント!

※各戸、最初にプレゼントするお子様1名が対象

以降も

12歳まで毎年

各戸最大5人まで

1,000

Pontaポイントプレゼント!

※お子様1名あたり

©Ponta



障がい者等駐車場利用料金減額措置のご案内

UR都市機構では、駐車場のご契約者様又はご契約者様と同居されている親族の方が、右記の障がい等の程度に該当し、世帯のなかで所得のある方全員の合計の所得月額(※)が15万8千円以下の場合、日常生活を支援するため、駐車場利用料金(消費税課税前)を10%減額する措置を講じております。

なお、当該措置の適用を受ける場合は、申請手続きが必要となります。

当該措置の詳細及び申請手続きにつきましては、お住まいの団地を管理している住まいセンター等にお問い合わせください。

※所得月額とは、年間収入を一定の方式で所得になおし、そこから控除額を引いた金額を12か月で割った金額のことです。世帯ごとの収入の種類・世帯構成によって控除額が変わり、所得月額が変わります。

対象となる障がい等の程度

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の障害のある方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級又は2級の障がいのある方で常時介護を要する方
- ③療育手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で常時介護を要する方
- ④児童相談所、知的障害者更生相談所、又は精神科医から重度の知的障がい又はこれと同程度の精神障がいがあると判定されている方で常時介護を要する方
- ⑤要介護認定を受けている要介護度が1から5である方